

7 施設・居住支援

施設については横浜市ホームページの事業所一覧をご覧ください。

[障害福祉サービス事業所・施設一覧](#)

検索



障害者

(1) 障害者グループホーム 身 知 精 支援法

入居者に対して、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

(2) 施設入所支援 支援法

施設に入所する障害者に、主に夜間や休日、入浴・排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談等、必要な日常生活上の支援を行います。

(3) 療養介護 支援法

医療的ケアと常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

障害児

(1) 福祉型障害児入所施設

障害児が入所し、保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導を受けます。

【窓 】 児童相談所 (1 頁)

(2) 医療型障害児入所施設

障害児が入所し、保護を受けるとともに、地域・家庭での生活に必要な機能訓練、日常生活の指導及び治療を受けます。

【窓 】 児童相談所 (1 頁)

(3) 児童発達支援センター

主に知的障害児及び肢体不自由児、難聴の乳幼児が通所し、日常生活の自立に向けた支援を受けます。

【窓 】 各施設